

会 議 名	令和5年度 第2回稲沢市都市計画審議会
日 時	令和6年2月9日（金） 午後2時から午後2時50分
開催場所	稲沢市役所 議員総会室
議 題	<p>1 議事録署名委員の選出について</p> <p>2 議案 第1号議案 尾張都市計画用途地域の変更について（付議） 第2号議案 尾張都市計画法立西光坊地区計画の決定について（付議）</p> <p>4 その他 ・ 都市計画審議会の今後の予定について</p>
出席委員	・加藤清隆（代理） ・進藤尚寛 ・澄川隆昭 ・櫻井二子 ・森 真弓 ・大塚俊幸 ・望月直子 ・山田崇夫 ・大野紀之 ・土岐優子 ・日比野貴子 （順不同）
欠席委員	・角田肇康 ・野田千賀
出席者（市）	・まちづくり部長 鈴森泰和 ・まちづくり部調整監 野澤清司
事 務 局	・都市計画課 まちづくり部次長兼課長 松永 隆 主幹 横井利幸 主査 川口尚哉 主任 鈴木 徹
公開／非公開	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人	1人
会議の内容（概略）	
開会 （事務局）	「財津裕真委員の本審議会委員の辞職について」、「半数以上の委員出席につき審議会は成立」の報告 【まちづくり部長挨拶】
議事進行	稲沢市都市計画審議会条例第7条第1項の規定に基づき、会議進行を会長に委任 ○議題1 議事録署名委員の選出について

<p>議案説明 (事務局)</p>	<p>稲沢市都市計画審議会運営規則第9条に基づき会長指名により、櫻井委員、森委員が選出された。</p> <p>○議題2</p> <p>第1号議案 尾張都市計画用途地域の変更について (付議)</p> <p>第2号議案 尾張都市計画法立西光坊地区計画の決定について (付議)</p> <p>以上2議案について、関連案件のため、一括して資料に基づき説明を行った。</p>
<p>質疑応答</p>	<p>(委員A)</p> <p>道路1号から3号までである中の、道路がこれだけで既存の住宅が建て替えられるのか気になったところがある。例えば、道路2号と3号の間にある細い道(馬道)のところの日光川よりにある住宅は建て替え可能になるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>計画当初より馬道を同時進行で周辺地権者に払下げることによって話を進めてきました。神社が所有している馬道を地権者に払下げを行い、未接道地を解消しています。</p> <p>(委員A)</p> <p>ちょっと理解しきれないところがあったんですけど、例えば2号と3号のちょうど真ん中くらいにある、住宅なのか集会所的なものなのか分からないですけど、これの建て替えとかは可能であるという理解でよろしいですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>北の住宅は道路2号で接道し、南側の住宅は道路3号で接道し、中央の住宅は先ほどの馬道を取得し、旗竿状の敷地となり道路3号で接道要件を満たし未接道地を解消しています。</p> <p>(委員A)</p> <p>それで地元の方とは調整済みということですね？</p> <p>(事務局)</p> <p>はい。</p> <p>(委員A)</p> <p>参考資料2の左側の暫定用途地域の古川新田と杵上はもう解消されているんですね？</p> <p>(事務局)</p> <p>令和2年度に市街化調整区域に編入し、暫定用途地域は解消されています。</p> <p>(委員A)</p> <p>つまり航空写真の赤点線の暫定用途地域が、最初はこうだったが現状はもう外れているという理解でよろしいですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>都市的利用がなされていないため市街化調整区域に戻しています。</p>

	<p>(委員A) ですので、暫定用途地域ではないんですよね？</p> <p>(事務局) 暫定用途地域としては既に解消されています。</p> <p>(委員A) 最後、参考資料2のところの、令和5年度のところの、一番下、法立住宅地における地区施設整備着手っていうところで、どういったところから進めていくのか教えてください。</p> <p>(事務局) これまで、ご説明した都市計画の手続きと並行して現地は進めており、令和4年度から用地取得を開始し、すべて買収できた道路3号については今年度現地に着手しています。</p> <p>(会長) もともと区画整理で住環境の改善を計画していたところが、区画整理の実施が行われないことになってそれに伴い、古川新田、杵上地区については先行して令和2年度に市街化調整区域に編入して暫定用途地域を解消した。今回の内容は残りの部分について、すでに都市化が進んでいるところですので、その現状の中で区画整理をせずどうやって住環境を改善していくかということで、用途については、厳しい暫定用途がかかっていたが、南側の地域と同じ用途に変えて、そして道路が未接道の住宅があったものについて、道路を整備して解消していくというもの。</p>
採決	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1号議案について、全会一致で原案のとおり可決された。 ● 第2号議案について、全会一致で原案のとおり可決された。
その他説明 (事務局)	<p>○議題3 その他 【都市計画審議会の今後の予定について】 次回の都市計画審議会開催について説明を行った。</p>
質疑応答	<p>(委員A) 議事録の文書の公開は行うのか？</p> <p>(事務局) 一言一句すべてを記した議事録ではないが、会議録としてホームページで公開しています。</p> <p>(委員A) 委員には配布しないのか。</p> <p>(事務局)</p>

委員には配布していません。

(委員B)

本日の議題からは逸れますが、定住促進の施策として都市計画法第34条11号のホームページを見たが、この制度の成果をホームページで公表しないのか。また、今後、区域を増やす予定はあるのか。

(事務局)

成果の公表は行っていませんが、案件の数は把握しています。11号の区域は下水道区域を条件としており、下水道区域が広がった場所の区域を追加すべきかとの議論を行ってきましたが、11号の制度を用いなくとも、建築が可能となる場所であったため、追加指定しない方針としました。

審議案件は終了のため事務局に進行移行

閉会

(事務局)